保険料の減免について

災害・失業・低所得などによって、保険料を納めることが困難なときは、申請手続きをすると保険料の所得割額を減免できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

減免を受けられる場合　（◇は申請手続きに必要な書類です。）

１．災害または盗難により資産の３割以上の損失があったとき
　◇消防署、警察署等が発行する被災程度の確認のできる証明書及びその他必要な書類

２．平成１８年中の合計所得金額が１０００万円以下（勤労所得あり）で、引き続き３ヵ月以上の失業または休廃業により生活が困難となったとき
　◇雇用保険受給資格者証
　◇廃業届（税務署提出の控え）
　◇地区民生委員の現在無職であることの状況確認書

３．平成１８年中の合計所得金額が５００万円以下で、平成１９年中の合計所得の見込み金額が、その半分以下となるとき
　◇平成１９年中の所得の見込み金額を算出する根拠となるもの（申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など）

４．均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯

５．１ヵ月以上の期間、給付の制限を受けるとき
　◇事実を証明するもの（在所証明等）

注①　合計所得とは、それぞれの所得の合計で、各種控除前の所得のことです（保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください）。

注②　上記５つのうちで複数に該当する場合でも、減免を受けられるのは最も減免額の多いひとつだけです。

注③　減免が適用された場合、手続きをとられた翌月以降の納期で保険料が調整されます。

保険料の軽減について

所得の少ない方や所得のない方は、保険料（均等割額と平等割額の合計額）が軽減される場合があります。

軽減は世帯の合計所得が下表の基準に該当する場合に適用されます。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

また、７割および５割の軽減は自動的に適用されますが、２割の軽減には申請が必要です。

なお、軽減は介護納付金分保険料にも適用されます。

■軽減判定基準早見表（世帯主が被保険者の世帯）

※２割の軽減には申請が必要です。

軽減割合／被保険者数	７割軽減	５割軽減	２割軽減　※
１人	33万円以下	―	68万円以下
２人	33万円以下	57万5千円以下	103万円以下
３人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
４人	33万円以下	106万5千円以下	173万円以下
５人	33万円以下	131万円以下	208万円以下
６人	33万円以下	155万5千円以下	243万円以下
７人	33万円以下	180万円以下	278万円以下
８人	33万円以下	204万5千円以下	313万円以下

★２割軽減申請書については、６月中旬に該当世帯に送付させていただきます。

◆減免・軽減についてのお問合せは
資格・賦課チームまで　0798－35－3117・3118
◆保険料の納付についてのお問合せは
国保収納グループまで
0798－35－3156 ・ 3155 ・ 3091

国民健康保険料の納付について

保険料は必ず納期内に納付を

保険料を納期限内に納付されなかった場合は、たとえ納期限後に納付されても行き違いにより督促状が届くことがあります。（金融機関等から市会計収入になるまで相当の日数を要します。）また、さらに納付のないまま放置すると本来の納期月から３ヶ月目に地区担当の職員が訪問させていただくことがあります。保険料の納期内納付にご協力をお願いします。

保険料の還付

保険料の還付金は、すべて口座振込みで還付しています。口座振替を手続きされていない場合は、還付が発生するたびに振込み口座のお申し込みが必要となります。お申し込み後、ご指定の口座に振込み手続きをするのに相当の時間がかかります。口座振替をご利用いただくと還付金が生じた場合、振替口座に手続きなしで振込みします。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

領収証の保管

納付書により保険料を納付された場合は、領収証をお渡しします。必ず領収印があるかご確認ください。領収証は保険料を納付されたことを証明する唯一の書類です。領収証は、少なくとも2年間は保管してください。また、国民健康保険料は、税金の申告の際に社会保険料控除の対象となります。国民健康保険料の領収証は、確定申告でも納付の証明として使えます。

保険料の納付、還付金の受取にも、ぜひ便利な口座振替で！

口座振替の申込書は市内の金融機関・郵便局にあります。申込手続には、次のものが必要です。
①世帯主の認印　②保険証
③金融機関届出印　④預貯金通帳

平成１９年度保険料カレンダー

送付月（各月中旬）	送付する書類（日付は納期限）
６月（1回目）	保険料通知書（決定の通知）
	一括納付書（平成19年7月2日）
	第1期納付書（平成19年7月2日）
７月（2回目）	第2期納付書（平成19年7月31日）
	第3期納付書（平成19年8月31日）
	第4期納付書（平成19年10月1日）
8月	
9月	
１０月（3回目）	第5期納付書（平成19年10月31日）
	第6期納付書（平成19年11月30日）
	第7期納付書（平成20年1月4日）
11月	
12月	
１月（4回目）	第8期納付書（平成20年1月31日）
	第9期納付書（平成20年2月29日）
	第10期納付書（平成20年3月31日）
2月	
3月	

※年度途中で、減免や加入脱退により保険料が変更になった場合は、このカレンダーどおりの送付とならない場合もあります。
また、その場合、既に送付されている同じ納期限の納付書が重複する場合がありますので、ご不明の際は国保収納グループまでお問い合わせください。

ご注意！
七月、十月、一月には、翌月と翌々月分の納付書も送付しています。紛失のないようにお気をつけください。

お知らせ

保険料回収に関する不審な電話にご注意ください

国民健康保険被保険者あてに「西宮市から委託を受けて保険料を回収している」との不審電話がかかる事件がおきています。本市では、保険料の回収を他の団体等に委託したことは一切ありません。このような電話がありましたら、納付しないで、すぐに西宮市国民健康保険までお問合せください。